

国立大学法人鹿屋体育大学防犯カメラの管理及び運用に関する規則

令和4年5月17日
規則第32号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学における危機管理に関する規程（平成17年規程第13号）第12条に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学に設置される防犯カメラ及び防犯カメラにより撮影された画像の管理及び運用に関し必要な事項について、定めるものとする。

（設置目的）

第2条 防犯カメラの設置は、本学における盗難等の犯罪行為の抑止及び事故発生の防止を図ることにより、本学の構成員の安全及び安心を確保するとともに、本学の資産を保護することを目的とする。

（定義）

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 前条の目的のために本学の一定の場所に設置される撮影装置で、画像表示装置又は録画装置を備えるものとする。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影し記録された映像をいい、特定の個人を識別できるものを含む。

（総括管理責任者等）

第4条 本学に、防犯カメラ並びに画像の管理及び運用を総括する責任者として、防犯カメラ総括管理責任者（以下「総括管理責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

- 2 総括管理責任者を補佐する者として、防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、防犯カメラ運用管理責任者（以下「運用管理責任者」という。）を置き、大学にあっては、副学長（組織・運営担当理事）を、学生宿舎にあっては、副学長（教務・学生・研究・国際交流担当理事）をもって充てる。
- 3 防犯カメラの運用（学生宿舎に設置された防犯カメラを除く。）及び操作・画像の管理を担当する者として、防犯カメラ運用責任者（以下「運用責任者」という）及び防犯カメラ操作責任者（以下「操作責任者」という。）を置き、運用責任者は総務課長を、操作責任者は施設課長をもって充てる。
- 4 防犯カメラの操作及び画像の管理に関する実務を担当する者として、防犯カメラ実務担当者を置き、操作責任者が指名した者をもって充てる。
- 5 学生宿舎に設置された防犯カメラの運用等については、別に定める。

（総括管理責任者の責務）

第5条 総括管理責任者は、本学に設置する防犯カメラ及び画像の管理・運用に関し総括し、運用管理責任者に対し必要な指示を与えるものとする。

(運用管理責任者の責務)

第6条 運用管理責任者は、防犯カメラの適正な設置及び運用に際して、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置区域に、防犯カメラを設置し、作動中である旨を表示すること。
- (2) 防犯カメラについて、その設置目的を達成するために必要な限度の範囲が撮影対象区域となるように調整する等を行うこと。
- (3) 防犯カメラの設定等は、必ず複数人で行わせること。
- (4) 善良な管理者の注意をもって、防犯カメラの維持管理に努めること。

(画像の管理)

第7条 総括管理責任者及び第4条第2項から第4項までに規定する者（以下「総括管理責任者等」という。）は、画像の不正利用、外部流出、改ざん、遺失等の防止に努め、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像の不要な複製、加工又は印刷を行わないこと。
- (2) 画像を外部へ送信し、又は持ち出さないこと（第9条各号に掲げる場合を除く。）。
- (3) 画像の保存期間は、原則として撮影された日から起算して3か月以内とすること。ただし、犯罪行為等の証拠として保全する必要等がある場合は、この限りではない。
- (4) 前号の期間が経過した画像は、速やかに復元又は判読が不可能となるよう確実に消去し、画像が記録された記録媒体を廃棄する場合は、破壊等により画像が復元又は判読が不可能な状態にしてから廃棄すること。

(画像の閲覧)

第8条 画像を閲覧することができる者は、総括管理責任者等及び運用管理責任者が必要と認めた者に限るものとし、画像を閲覧する場合は、必ず2名以上で閲覧しなければならない。

2 画像を閲覧する場合は、防犯カメラ画像閲覧等記録簿（別紙様式第1号）により、総括管理責任者に報告しなければならない。

(画像の利用及び外部への提供等)

第9条 総括管理責任者等は、次に掲げる場合を除き、第2条に規定する設置目的以外のために画像を自ら利用し、又は他へ提供若しくは閲覧させてはならない。

- (1) 画像から識別される特定の個人による国立大学法人鹿屋体育大学個人情報保護規則（平成17年規則第2号）第5条の規定に基づく個人情報開示の請求があり、学長が開示することを認めたとき。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急に必要があると運用管理責任者または運用責任者が認めたとき。
- (3) 画像が刑事事件、民事事件等に関連する情報を含む可能性がある場合で、法令に基づき司法機関、警察署等から情報提供の照会又は要請があったとき。

(苦情等への対応)

第10条 総括管理責任者等は、防犯カメラ及び画像の管理及び運用に関する苦情、問い合わせ等があった場合は、その対応方法等について適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 運用管理責任者又は運用責任者は、前項の場合において慎重な対応が求められるときは、総括管理責任者に報告し、了承を得た上で対応するものとする。

3 運用管理責任者又は運用責任者は、前項の対応が終了した場合は、その内容及び対応の結果について、速やかに総括管理責任者へ報告するものとする。

(守秘義務等)

第11条 画像を閲覧した者は、当該画像から知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、防犯カメラの管理及び運用に関し必要な事項は、総括管理責任者が定める。

附 則

この規則は、令和4年5月17日から施行する。

防 犯 カ メ ラ 画 像 閲 覧 等 記 録 簿

区 分 (閲覧・ 提供)	閲覧等 年月日	閲覧等時間	閲覧した者	閲覧等理由（依頼者を含む）		閲覧等した画像の内容 (カメラの設置場所、撮影日 及び時間等を含む)	立会(操作)者
				第9条 該当号	具体的理由		